

# 要 望 書

平成30年11月

沖 繩 県



知基第114号  
平成30年11月10日

防衛大臣  
岩屋 毅 殿

沖縄県知事  
玉城 デニー



## 要 望 書

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中し続けている状況は異常と言わざるを得ず、この間、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けております。

昨年10月には、東村高江でCH-53Eが不時着・炎上し、12月には宜野湾市立普天間第二小学校の運動場へCH-53Eから窓枠が落下するなど、航空機事故が相次いで発生し、県民に大きな衝撃と不安を与えました。航空機事故や日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による流弾事故や自然環境の破壊など、米軍の活動は、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

今年7月には全国知事会において、米軍基地がある県もない県も参加した「米軍基地負担に関する研究会」での議論を踏まえた米軍基地負担に関する提言が全会一致で取りまとめられ、8月には政府への提言が行われました。

我が国にとって日米安全保障体制が重要であるならば、その負担も日本国民全体で担うべきであります。

辺野古新基地建設の断念、世界一危険と言われている普天間飛行場の一日も早い運用停止、県外・国外への移設、それらをはじめとした基地の整理・縮小など、目に見える形での負担軽減を県民は強く望んでいます。

政府においては、沖縄の現状を十分に認識し、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたく、次のとおり要望します。

## 目 次

1 辺野古新基地建設の断念について	1
2 普天間飛行場の県外移設、早期返還及び5年以内運用停止をはじめとする危険性の除去について	3
3 オスプレイの配備撤回について	5
4 日米地位協定の抜本的な見直しについて	6
5 嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の使用及びパラシュート降下訓練について	8
6 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について	10
7 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について	13
8 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について	14
9 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について	16
10 ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除の内容拡充及び提供施設・区域の返還等について	19
11 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について	21
12 尖閣諸島を巡る問題について	23
13 不発弾処理における負担の軽減について	24
14 米軍の活動に起因する環境問題の解決について	25



## 1 辺野古新基地建設の断念について

### 要 望

「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。

### 説 明

沖縄県は、辺野古に新基地は造らせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、平成26年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙、平成28年の沖縄県議会議員選挙及び参議院議員選挙、そして去る9月30日に行われた県知事選挙においても示されております。

また、政府が埋立を計画している辺野古・大浦湾周辺の海は、「やんばるの森」から流れ込む河川と、特異な地形的特徴を反映し、多様な生態系が狭い水域に組み合わさっており、この海域でジュゴンなどの絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の生物が確認されています。

これは、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべき世界自然遺産として登録されている、知床や小笠原諸島等と比べてもその生物多様性において、何ら遜色ないものと考えております。

これまでも、国際自然保護連合（IUCN）における度重なる勧告をはじめ、国内学術団体等からも辺野古新基地建設による環境破壊等を危惧する声が上がっています。

県は、去る8月31日、埋立承認を取り消しました。これに対し、沖縄防衛局は行政不服審査法に基づき執行停止の申立てを行い、県はこの申立てが不適法なものである等の意見書を提出したところですが、国土交通大臣は執行停止を決定し、沖縄防衛局は工事を再開しました。これら一連の行為は行政不服審査法の趣旨を逸脱したものと考えており、強い憤りを禁じ得ません。

県民の理解が得られない辺野古新基地建設を強行することにより、これに反対する県民感情の高まりが米軍全体への抗議に変わると、在沖米軍基地の安定運用は難しくなり、ひいては、今後の日米安保体制

に大きな禍根を残すことになるのではないかと心配しております。

県としては、辺野古新基地建設問題は、法的措置ではなく、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、政府においては、「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古の美しい海を埋め立てる現行移設計画を断念していただきたいと考えております。

## 2 普天間飛行場の県外移設、早期返還及び5年以内運用停止をはじめとする危険性の除去について

### 要 望

- (1) 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- (2) 普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催と、同作業部会を定期的に開催し、残り半年を切った普天間飛行場の5年以内運用停止を実現するため、直ちに、所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど危険性除去に取り組むこと。

### 説 明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いです。

県議会においても、今年2月に、5年以内運用停止の期限を待たず、直ちに運用を停止することを求める抗議決議及び意見書が全会一致で可決されています。

今年7月9日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、県は政府に対し、同飛行場の5年以内運用停止の具体的なスケジュールの作成や、所属機の長期ローテーション配備等を求めたところであり、10月12日の安倍総理や菅官房長官との面談においても、同飛行場の早期の閉鎖返還・危険性の除去について、求めたところです。

辺野古埋立は、埋立承認から5年が経過しても全ての実施設計すらできておらず、完成までに今後10年以上かかると想定されますが、その間、同飛行場の危険性を固定化することは許されません。

普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であることから、県は、辺野古移設の進捗にかかわりなく、普天間飛行場の5年以内運用停止を求めてきたところであり、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において、5年以内運用停止を実現すべきです。

政府においては、残り半年を切った5年以内運用停止を実現するため、直ちに、所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があります。

また、普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外、国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講ずる必要があります。安全保障の負担は日本全国で担うべきとの認識のもと、沖縄県民の声や沖縄県議会の決議等も踏まえ、同飛行場の県外、国外移設に真摯に取り組んでいただくよう要望します。

### 3 オスプレイの配備撤回について

#### 要 望

オスプレイの配備を撤回すること。

#### 説 明

オスプレイについては、沖縄配備に際し再三にわたり、これに反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されています。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきました。しかしながら、進まぬ米軍基地の整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイが配備されたことは、沖縄県民に受忍しがたい更なる米軍基地の負担を強いるものであります。

普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故をおこしたほか、伊江島補助飛行場、奄美空港、大分空港及び新石垣空港で緊急着陸を繰り返しております。

さらに、今年2月には、エンジンの空気取り入れ口のカバーが落下するという事故が発生し、4月及び8月には奄美空港で緊急着陸、また、6月にはCV-22オスプレイが奄美空港で緊急着陸するなど県民に大きな不安を与えています。

沖縄県としては、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要望します。

## 4 日米地位協定の抜本的な見直しについて

### 要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

### 説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年近くが経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より11項目の見直し要請を行ってまいりました。

昨年9月には、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れて、11項目28事項の見直し要請を行ったところです。

政府は、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しています。

しかしながら、沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

沖縄県が、ドイツ・イタリアにおける地位協定や米軍基地の運用等を調査した結果、両国が航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールすることで、自国の主権を確立していることが明らかになりました。

また、全国知事会においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で取りまとめられました。

県民の権利と財産を守るために、政府においては、米軍に航空法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直し作業に早急に着手していただくよう、強く要望します。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と円滑な立入り、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期の立入りなど、実効性のあ

る運用を通じて基地内の環境対策の強化を図る必要があります。

更に、沖縄県では、これまで文化財保護行政を推進するために必要な文化財調査を米軍施設・区域内においても行ってきたところです。しかしながら、環境補足協定締結後、同協定に基づく立入り手続によることとされたため、これまで行われてきた米軍施設・区域内における文化財調査が中断していました。

その後、平成29年10月に文化財調査に伴う米軍施設・区域への立入りが可能となりましたが、より円滑に立ち入ることができるよう要望します。

平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定については、日米地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接繋がるものか明らかではありません。引き続き、軍人・軍属にかかわらず、米軍関係者の教育・研修の強化等に取り組んでいただく必要があります。

また、軍属及びコントラクターの被用者の総数等の詳細な情報を、県及び関係地方公共団体へ速やかに提供していただく必要があります。

## 5 嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の使用及びパラシュート降下訓練について

### 要 望

- (1) 嘉手納飛行場の旧海軍駐機場における騒音発生を伴う航空機等の使用を禁止すること。
- (2) 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと。

### 説 明

旧海軍駐機場については、SACO最終報告に基づき移転が合意され、平成29年の1月に新たな駐機場への移転が実現しましたが、その後も米軍機が同駐機場を使用し、騒音を発生させるなど、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨がないがしろにされております。

このことは、海軍駐機場の移転により、長年にわたり昼夜を問わず苦しめられてきた航空機騒音や排気ガスの悪臭被害等が軽減されるとの地元住民の期待を大きく裏切るものであり、強い怒りを禁じ得ません。

また、パラシュート降下訓練については、SACO最終報告に基づき平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、その後、平成19年に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認されました。

平成29年4月、5月と立て続けに同訓練が実施されたほか、結果的には未実施となりましたが平成29年6月、平成30年5月にも実施が予定されるなど、地元においては、もはや例外などではなく、このまま常態化するのではないかとの強い危機感を持つに至っております。

地域住民をはじめ県民に不安を与え、また、被害を与える恐れのある嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について、これまで地元自治体、県及び県議会等が、繰り返し中止要請や抗議を行っているにもかかわらず、それを無視し訓練を強行することは、基地負担の軽減に逆行するものであり、理解が得られるものではありません。パラシュート降下訓練は、例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って実施され

るべきであります。

嘉手納飛行場を巡る米軍の一連の行為は、SACO最終報告を形骸化させ、地元との信頼関係を損ねるだけではなく、今後の嘉手納飛行場の使用、ひいては日本の安全保障体制に影響を与える恐れがあると危惧します。

については、沖縄の基地負担軽減を図るために、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場における騒音発生を伴う航空機等の使用を禁止すること、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないよう要望します。

## 6 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

### 要 望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。
- (2) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。
- (3) 牧港補給地区の7年以内の返還は、統合計画を前倒しし、確実に実施すること。
- (4) 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決及び移設先の環境整備を行うこと。
- (5) 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (6) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- (7) 文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- (8) 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- (9) 米軍施設・区域の機能の変更等の計画については、事前の情報提供を徹底するとともに、県・市町村の意向を尊重すること。

### 説 明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

海兵隊の訓練を県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、在沖海兵隊約9千人の国外移転

を確実に実施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があり、特に、牧港補給地区の7年以内の返還については、統合計画を前倒しし、確実に実施されるよう要望します。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

沖縄県としては、政府が十分な説明を行うこと、今後の推進にあたっては、移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと及び新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること並びに地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的、かつ、円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用や返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等のための支援が必要あります。

さらに、駐留軍従業員の雇用の確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速、かつ、きめ細かな対応を行っていただく必要があります。

加えて、米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等は、周辺住民に不安を与えるとともに、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性がある、極めて重要な問題あります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等を行う計画がある場合は、沖縄県及び市町村に対する詳細な情報の提供を徹底するとともに、沖縄県及び市町村の意向を尊重し、これ

に迅速に対応していただく必要があります。

## 7 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

### 要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

### 説 明

これまで沖縄県では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るために、綱紀粛正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成30年9月末現在で5,988件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が580件（民間人殺害事件13件を含む）発生しております。

特に、平成28年3月に米軍人による準強姦事件が発生し、翌4月には、米軍属による殺人等事件が発生しました。このような非人間的で、女性の人権を蹂躪する極めて卑劣な犯罪は、断じて許せるものではなく、強い憤りを感じます。

県民に大きな不安を与えており、このような米軍人等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置がとられる必要があります。また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

さらに、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表なども再発防止策の実効性を確保するためにも必要であります。

## 8 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

### 要 望

- (1) 訓練・演習の具体的な内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果並びに環境調査結果の速やかな公開を行うこと。
- (2) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。
- (3) 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会を設置すること。

### 説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成25年の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故や平成28年9月の沖縄の東の海上でのAV-8ハリアー戦闘攻撃機の墜落事故、12月の名護市東海岸沖合でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着・炎上、平成30年6月の沖縄本島南部の洋上でのF-15戦闘機墜落事故などを含め、復帰後、平成30年10月末までに777件（うち墜落事故が48件）発生しております。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月に恩納村で流弾による事故が発生したほか、復帰後、平成30年10月末までに620件の山林・原野火災が発生し、また、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリアー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）などの事故も相次いでおります。

それ以外の訓練・演習についても、フェンス外への重量約800キログラムの物資落下（平成26年4月・伊江島）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成26年12月・伊江島）つり下げ訓練でのタイヤ落下（平成29年3月・金武町）、普天間第二小学校の運動場への窓枠

落下（平成29年12月・宜野湾市）などが発生しております。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、また、事故発生後の事故調査結果や環境調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯で行われる訓練は、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしています。加えて、ダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の貴重な水源を汚染する危険性があります。

さらに平成28年にAV-8ハリアーやMV-22オスプレイの墜落事故が相次いで発生し、十分な説明がないまま同機種の飛行及び訓練が再開されるなど、事件・事故が発生した際の政府や米軍の対応に県民の不信感も高まっております。

つきましては、演習・訓練の具体的な内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果並びに環境調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の運用停止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止に向けて実効性のある措置を実施していただく必要があります。加えて、提供施設外で環境に影響を及ぼすような事故が発生した場合、調査前の土壌の掘削、運搬など、汚染の拡散を招くおそれのある行為を実施しないよう米軍に求める必要があります。

また、県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、県が平成29年2月9日に要請した政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置等の実現に向けて取り組んでいただく必要があります。

## 9 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について

### 要 望

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備等を実施すること。
- (2) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- (3) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対応策を講じること。
- (4) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、十分な防音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- (5) 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- (6) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。

### 説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えていきます。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところですが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練

や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われているため、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中止等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的、かつ、実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の飛来や夜間の訓練が頻繁に行われているため、昼夜を問わない騒音の発生が恒常化しています。また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、那覇市、浦添市等では、上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が近年増加しております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において措置の実施に伴う効果について検証を行っていただく必要があります。

最近は両飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されており、住民からの苦情も増加傾向にあることから、住宅地上空の飛行を回避する対策を講じる必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された住宅は、住宅防音工事の対象とならないまま30年間も騒音にさらされている状況にあることから、区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象としていただく必要があります。加えて、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努めていただく必要があります。

また、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗等も多く

存在することから、防音工事の対象施設や区域の拡大など、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

住宅防音工事については、区域の指定、W値の基準、指定告示日に地方による不均衡があつてはならないと考えており、特に、75W以上の区域における建具復旧工事については早急に実施していただく必要があります。

加えて、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第1種区域）については、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することができないよう配慮していただく必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とともに、空調設備の維持費も補助対象に含めていただけます。

さらに、学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い、新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象としていただけます。

## 10 ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除の内容拡充及び提供 施設・区域の返還等について

### 要 望

- (1) ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、漁業種類を拡大すること。
- (2) 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- (3) 福地ダム、新川ダム及び漢那ダムの共同使用を解除すること。

### 説 明

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソディカの好漁場であります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となった区域範囲が狭いことや、パヤオ漁業やソディカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、沖縄県は、解除対象区域の拡大及び対象漁業の拡充等を求めております。

日米両政府は、現地実施協定締結日（平成26年7月16日）から1年以内に行われる見直し作業において、使用制限の一部解除の拡大及び漁法制限の緩和に関する可能性を検討するとしておりますが、早急の対応を求めます。

また、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もしく養殖場が隣接しております。

特に、鳥島射爆撃場については、平成20年4月に訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業を脅かす存在であるとともに、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求める。

さらに、北部訓練場に所在する福地ダム、新川ダム及びキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことのできない重要な水源となっておりますが、日米地位

協定第2条第4項（b）の規定により米軍が使用することが可能な状態となっております。

これらダムでの訓練は昭和63年以降行われておりませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行う事は、県民に不安を与えるものであり、安全で安心して飲める水道水の安定供給を確保する観点から、これらのダムの米軍による共同使用の解除を求めます。

## 11 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について

### 要 望

- (1) 返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査の実施を可能とすること。
- (2) 跡地利用推進法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。
- (3) インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還を実現すること。
- (4) 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還等を迅速に行うとともに、返還前の現地調査と工事着手について配慮すること。

### 説 明

返還される駐留軍用地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の発展のための貴重な空間として、有効、かつ、適切な跡地利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染等の支障除去措置を講ずることが規定されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施していただくとともに、必要に応じて、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を実施していただく必要があります。

また、既に返還された跡地についても、跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において適切な措置を講ずる必要があります。

なお、支障除去を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を

踏まえた保全措置が必要あります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、「沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な支援が必要あります。

そこで、同跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要あります。

沖縄県においては、道路、河川等を整備する公共事業を実施する上で、米軍施設・区域の一部返還又は共同使用が必要となる場合がありますが、そのための協議が進展しないため、長年にわたり公共事業が滞る事例が多く発生しています。

公共事業を推進するための米軍施設・区域の一部返還又は共同使用は、迅速、かつ、着実になされる必要があり、返還等されるまでの間においても、必要に応じ、早期の現地調査又は工事を実施できるよう、配慮していただく必要があります。

また、米軍施設・区域内の2級河川については、浸水被害を防止するため、しゅんせつ等による適切な維持管理を実施していただく必要があります。

## 12 尖閣諸島を巡る問題について

### 要 望

- (1) 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと。
- (2) 冷静かつ平和的な外交によって、中国との関係改善を図ること。
- (3) 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、関係国の動きを注視しながら適切に対応すること。

### 説 明

平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しております。

平成29年の中国公船による領海侵入は108隻となっており、今年1月11日には、中国海軍潜水艦が尖閣諸島周辺の接続水域内を潜没航行するなど、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

また、今年に入り、尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域に中国がブイを設置していたことも確認されております。

沖縄県としては、これまでにも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣諸島を巡る問題を重要視しております。

中国との関係悪化は、平和交流を目指す県民に不安を与えるものであり、平穏、かつ、安定的に尖閣諸島を維持管理していただく必要があります。

政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、宮古、八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じていただく必要があります。

## 13 不発弾処理における負担の軽減について

### 要 望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の国と地元の役割分担を全般的に見直し、今後、国直轄の事業化を推進し、国の責任において沖縄県における不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 沖縄県が維持・管理し、自衛隊が使用している不発弾一時保管庫については、実質の管理者である国が引き取り、直接管理・運営すること。
- (3) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

### 説 明

先の大戦で大きな惨禍を被った沖縄県においては、未だに多量に残された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近10年間の年平均で約30トンあり、平成29年度実績でみると全国の約37パーセントを占めており、今なお処理されていない不発弾が約1,963トン残されていると推定されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を沖縄県や市町村が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や市町村及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためにには、引き続き戦後処理の一環として国の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。

## 14 米軍の活動に起因する環境問題の解決について

### 要 望

- (1) 米軍が直轄で飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立すること。
- (2) 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康影響評価を行うこと。また、航空機の排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため必要な調査を行うとともに、排出ガスに伴う悪臭防止のための有効な対策を講じること。さらに、これらの実施状況や調査結果等については速やかに公表すること。
- (3) 米軍基地で発生する廃棄物について、排出抑制と分別の徹底を図るとともに、米国政府の責任で適正に処理すること。
- (4) 米軍基地内のP C B 廃棄物（現在使用中のものを含む。）について、国内における処理期限を踏まえ、適正に処理すること。
- (5) 米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の環境調査が平成26年度以降実施されなくなったことについて、再開すること。
- (6) 米軍基地外で環境に影響を及ぼすような事故が発生した場合には、現場で土壤汚染調査を実施し、調査結果を政府及び沖縄県と共有した上で、必要な対策をとること。
- (7) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の河川等で高濃度で検出された有機フッ素化合物（P F O S等）については、発生源を特定するための調査に協力するとともに、P F O S等対策に係る費用負担など、適切な対応策をとること。
- (8) 日本環境管理基準（J E G S）の運用状況について公表を求めるこ。

### 説 明

アスベスト除去作業については、大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例にて規制しているところでありますが、米軍が直轄で実施する工事は国内法の対象外であるため、実態把握が困難であり、ま

た、立入調査も実施できていない状況にあります。

米軍施設周辺住民の安全・安心の確保のためにも、米軍が直轄で飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立していく必要があります。

北部訓練場や普天間飛行場等周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調査及び健康影響評価を行う必要があります。また、嘉手納飛行場周辺においては、米軍航空機の排出ガスに起因すると考えられる悪臭による影響が懸念されていることから、悪臭の原因を把握するための調査や有効な防止対策を実施する必要があります。低周波音や悪臭に係る調査等を実施した場合は、これらの実施状況や結果等について速やかに公表していただく必要があります。

また、米軍基地から排出される廃棄物は、民間処理業者によって収集運搬から処理・処分まで、委託処理されていますが、分別がなされておらず、悪臭等の発生のおそれがあるとともに、リサイクルが困難となる場合があります。

米軍自ら発生抑制に努めるとともに、分別の徹底によりリサイクルを推進し、リサイクルできない廃棄物については、適正に処理するよう要望します。

さらに、基地内のP C B廃棄物は、米軍が国外で処理を行っているとされていますが、基地返還の際は米軍側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたP C B廃棄物（疑いを含む）等を日本国政府（沖縄防衛局）が保管し、国内で処理した事例があります。

P C B特措法により沖縄県内の高濃度P C B廃棄物のうち、トランス・コンデンサ類は平成30年3月31日、安定器等・汚染物は平成33年3月31日までに処理委託する必要があり、トランス・コンデンサ類についてはその期限を過ぎております。

今後返還される米軍基地において、上記期限以降に高濃度P C B廃棄物が確認された場合、国内で処理できることとなり、平成39年3月31日以降は全てのP C B廃棄物について同様に処理できないことと

なります。

そのため、国内における処理期限を踏まえ、米軍基地内のP C B廃棄物（現在使用中のものを含む）を返還前に米軍が適切に国外で処理するよう政府から求めていただく必要があります。

米軍基地内の排水等監視調査は、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として、昭和55年度から国の委託事業で実施していました。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、当該調査の再開を求めます。

平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着・炎上事故において、米軍により土壤汚染調査を実施せずに土壤が搬出されたことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を及ぼす恐れがあります。

つきましては、今後同様の事態に際しては、現場で土壤汚染調査を実施し、調査結果を政府及び沖縄県と共有した上で、必要な対策を検討することを求めます。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の河川等において高濃度で検出されたP F O S等については、新たな環境汚染物質として国内外で様々な規制等が行われるようになってきており、安全な水道水を安定的に確保する上でも大きな支障となっていることから、発生源を特定するための基地への立入調査について協力するとともに、P F O S等対策に係る費用負担など、適切な対応策をとることを求めます。

在日米軍による環境保護及び安全のための取り組みは、J E G Sに従って行われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を米軍に求める必要があります。